

トピックス

- I. インドネシア・ネガティブリストの改定—外資規制の大幅緩和
- II. ミャンマーに対する米国経済制裁の緩和
- III. ミャンマー投資委員会(MIC)の新メンバーの公表

2016年6月
臨時号

I. インドネシア・ネガティブリストの改定—外資規制の大幅緩和

執筆者: 町田 憲昭、Ikgang Dharyanto

1. 概要

インドネシア政府は改定版ネガティブリストを2016年5月18日付で施行しました(政令2016年44号。以下「本政令」といいます。)。2014年に定めたネガティブリストを改定するものです。なお、ネガティブリストは外資規制が課される業種を規定するもので、ネガティブリストに規定されていない業種に対する投資は原則として外資に100%解放されています。

今回の改定はインドネシア政府が本年2月に発表した経済パッケージ第10弾で示された方針に従って行われています。本年2月の経済パッケージの発表から本年5月の施行までの間に改定内容の精査や関係省庁間の調整を行った上で改定版ネガティブリストが発表されたものと思われます。

今回の改定版ネガティブリストでは外資規制の大幅な緩和が行われており、新たに外資に100%解放された業種や外資出資比率の上限が67%とされた業種が多くみられます。外資による投資を通じてインドネシア経済の発展を加速させたいインドネシア政府の姿勢の現れといえるでしょう。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 具体的な内容

(1) 改定版(2016年版)ネガティブリストが定める主な外資出資比率規制は以下のとおりです¹。

事業分野	2014年版ネガティブリスト	2016年版ネガティブリスト
生産と関連のないディストリビューター業	33%	67%
倉庫業	33%	67%
冷凍倉庫業	33% (スマトラ、ジャワ等) 67% (カリマンタン、スラウェシ等)	100%
レストラン業	51%	100%
E-Commerce(インターネットによる販売)	内資のみ	中小零細企業とのパートナーシップ ² を条件に100%
E-Commerce(マーケットプレイス型)	規定なし	投資額1,000億ルピア以上の場合100% 投資額1,000億ルピア未満の場合49%
デパート(売場面積400㎡以上2,000㎡未満)	内資のみ	67% ³
建設業	高技術、高リスク、高コスト(10億ルピア以上)の工事について67%	高技術、高リスク、高コスト(500億ルピア以上)の工事について67% ⁴

(2) その他の規定

上場企業への投資(間接投資又はポートフォリオ投資)

上場企業株式を株式市場を通じて取得する投資が間接投資又はポートフォリオ投資である場合、ネガティブリストの外資規制は適用されないとされています⁵。ここでいう「間接投資又はポートフォリオ投資」の意義について本政令上明示的には定められていませんが、投資調整庁は上場企業の定款に記載されている主要株主が変更されないような株式取得がこれに当たると解釈しているようです。

経済特区への投資

経済特区への投資には、中小零細企業に対してのみ開放される旨の制限を除き、ネガティブリストが定める外資規制は適用されないとされています⁶。

3. 論点

(1) ディストリビューター業

ネガティブリスト上、「生産と関連のない」ディストリビューター業に関する外資出資比率の上限は67%と規定されています。他方で「生産と関連のある」ディストリビューター業についてはネガティブリストに記載されていないので、外資規制の適用はなく外資に100%解放されているものと思われます。もっとも、ネガティブリスト上は何をもって「生産と関連のある」というのか規定されてい

¹ JETROのWeb Siteに改定版ネガティブリストの日本語訳が掲載されています。https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02.html

² 中小零細企業とのパートナーシップとは、下請け、代理店、フランチャイズなどの方法により中小零細企業と協働することをいいます。

³ 商業大臣からの許可が必要。モールに入居していることなどが条件。

⁴ 但し、アセアンからの投資であれば70%。

⁵ 本政令8条1項

⁶ 本政令8条2項

ません。この点、投資調整庁が近時行った説明会⁷では以下の解釈が説明されています。

- ① 「生産と関連のある」とは、インドネシアに設立された製造業の会社とディストリビューター業の会社との間に資本関係があることをいう。その具体例として、(i)インドネシアに設立された製造業の会社がディストリビューター業の会社の株主となるケースや(ii)ある日本の会社が製造業の会社とディストリビューター業の会社の双方の株主となっているケースがあたる。また、(ii)でいう日本の会社からの出資は、例えばシンガポール現法経由など間接的な出資でも可である。
- ② 「生産と関連がある」として外資 100%で設立されたディストリビューター業の会社は、関連のある製造業企業に原材料等を提供することに加えて、海外から完成品を輸入してインドネシア国内で流通させることも可能である。

上記説明は投資調整庁の局長が行ったものですが、ネガティブリストに明文で定められたものではなく口頭での説明ですので、今後異なる見解が示される可能性も否定はできません。したがって、実際に案件を進める場合は個別に当局に確認することをお勧めします。

(2) 建設業

外国企業又は外国籍の個人が株主となっている建設会社(以下「外資建設会社」といいます。)は高技術、高リスク、高コストの工事のみを取扱うこととされており、本年 2 月に施行された公共事業省規則(2016 年 3 号)においては、外資建設会社は「高技術、高リスク及び高コスト(1,000 億ルピア)」の工事のみを受注できると規定されています。他方で、改定版ネガティブリストでは、「高技術、高リスク及び／又は高コスト(500 億ルピア)」と規定されており、上記 3 要件のいずれかを満たせばよく、また「高コスト」の基準が 1,000 億ルピアから 500 億ルピアに引き下げられています。すなわち、両規定の内容が異なっており、いずれが優先するか疑問が生じます。

この点、ネガティブリストは大統領令として規定されているのに対して、公共事業省規則は一省庁の規則であり、法規範として大統領令が上位にあることを理由に、投資調整庁としてはネガティブリストが優先し、建設業については上記 3 要件のうちいずれかを満たせば足り、また、「高コスト」とは 500 億ルピア以上の金額をいうと考えているようです⁸。公共事業省も上記解釈を共有しているか、今後の動向を注視する必要があります。

以上



まちだ のりあき
町田 憲昭

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所* 弁護士
n_machida@jurists.co.jp

*提携事務所

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合併、現地企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスをを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。インドネシアの Rosetini & Partners に出向中。



イカング ダーヤント
Ikang Dharyanto

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリン・アトニー
ikang.dharyanto@juristoverseas.com

2010 年インドネシア弁護士登録。ジャカルタの Hadiputranto Hadinoto & Partners 法律事務所及び PT Grand Indonesia を経て西村あさひ法律事務所シンガポール事務所勤務。インドネシアにおける外国企業の投資、ジョイントベンチャー、M&A、会社法全般、危機管理等を専門とする。

⁷ 本年 6 月 2 日の投資調整庁による説明会

⁸ 本年 6 月 2 日の投資調整庁による説明会

Ⅱ. ミャンマーに対する米国経済制裁の緩和

執筆者: 原田 充浩、湯川 雄介、伴 真範

2016年5月17日、米財務省の Office of Foreign Assets Control (OFAC) は、ミャンマー制裁規則⁹を改正するとともに、いわゆる SDN リスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List) をアップデートしました (以下これらの改正等を総称して「本アップデート」といいます。)

本アップデートは、ミャンマーとの貿易の支援、ミャンマー国内における物の移動、ミャンマーに居住する米国民に関連する特定の取引の許容及び所定の金融機関が関与する殆どの取引の許容を目的として行われております。

本アップデートは本年4月の新政権への移行後に初めて行われたものとして重要な意義を有すると思われるため、以下において特に日系企業とも関係する箇所を中心にその概要を紹介します^{10 11}。

1. 貿易関連取引を許容するジェネラルライセンス¹²

本アップデートにおいては、ミャンマーに対する及びミャンマー全土における商業活動を容易にし、米国及びミャンマーの輸出入業者の貿易及び商機を強化することを企図して、貿易関連取引に関連して二つの規則の改訂がなされています。

第一に、一定の SDN リスト掲載者に関連してミャンマーとの輸出入につき通常生じる取引を許容するジェネラルライセンス²⁰が、従前6ヶ月の期限が定められていたところ、同ジェネラルライセンスの内容がミャンマー制裁規則本文に組み込まれ、無期限に延長されました。

第二に、ミャンマー国内における物品の移動に付随する特定の取引(ミャンマー内の倉庫からミャンマー内の小売店舗への流通のような取引を含みます。)を許容するジェネラルライセンスが追加されています。

2. 特定の銀行サービスを許容するジェネラルライセンスのアップデート

本アップデートにより、ジェネラルライセンスに含まれていた Myanmar Economic Bank 及び Myanmar Investment and Commercial Bank の二つの金融機関が SDN リストより除外されるとともに、SDN リストに掲載されている Innwa Bank 及び Myawaddy Bank の二つの金融機関がジェネラルライセンスに追加されました。

3. SDN リストのアップデート

本アップデートでは、7つの国営企業(Myanmar Timber Enterprise、Myanmar Pearl Enterprise、Myanmar Gem Enterprise、No. 1 Mining Enterprise、No. 2 Mining Enterprise、No. 3 Mining Enterprise 及び Co-Operative Export-Import Enterprise)と3つの国営銀行(Myanmar Economic Bank、Myanmar Foreign Trade Bank 及び Myanmar Investment and Commercial Bank)が SDN リストから

⁹ Burmese Sanctions Regulations 31 C.F.R part 537

¹⁰ 本アップデートにおいては、以下に記すもののほか、米国民がミャンマーに居住及び就労することを容易にすること及び米国とミャンマー国民が相互に交流する機会を増やすことを目的として、米国民に対し、ミャンマー制裁規則が禁ずる殆どの取引のうち、ミャンマーに居住している米国民にとって普通の事柄(賃料及びその他の生活費の支払い並びに個人使用のための商品及び役務の購入等が含まれます。)であるものを許容するジェネラルライセンスが追加されています。

¹¹ 本稿の内容につきましては、米財務省のウェブサイト(<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/20160517.aspx>)において公表されている内容を紹介するものであり、米国の法令について当事務所として何らかの見解を表明するものではありません。

¹² ジェネラルライセンスとは、一定の条件の下、特定の種類の取引を行うことについて、スペシフィックライセンス(specific license)を個別に申請する必要なくして、包括的に許容するものです。

除外されました。

他方、既存の SDN リストに掲載されている個人及び企業と関連性を有する企業 6 社¹³が新たに SDN リストに追加されてい
ます。

NLD 新政権の移行にともない、米国の経済制裁がどの程度緩和されるかについては大きな注目が集まっていたところ、本アッ
プデートにおいて完全解除に至るものではありませんでした。

しかしながら、貿易関連取引に係るジェネラルライセンスの延長は日系企業も間接的に影響を受けうる事項¹⁴についての緩和
の継続を認めるものであり、また、特に日系企業の決済上日常的に登場しうる国営銀行の SDN リストからの除外¹⁵は米ドル決済
実務にとって少なからぬ意義を有するものと評価し得ます。

今後更なる緩和がされるかについては、米緬両政府の動向を引き続き注視する必要があるものと思われま



はらだ みつひろ
原田 充浩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
m_harada@jurists.co.jp

2000年の当事務所入所以来、現在に至るまで、主として M&A 案件を担当。近時は、日本企業による東アジア/東南
アジア地域への進出支援案件(現地での JV 設立案件や買収案件など)や、欧米地域での買収案件など、国際取引
全般にも深く関与するなど、多岐に亘る業務分野において依頼者に対するアドバイスを提供している。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 弁護士 ヤンゴン事務所代表
y_yukawa@jurists.co.jp

1998年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M)。2013年よりミャン
マーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へ外資規制、MIC・ティラワ投資許可手続、合弁関係、労務等
を含む法的アドバイスを広く提供。



ばん まさのり
伴 真範

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士
m_ban@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011年からシンガポールに、2012年からヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。現在
は、大阪事務所よりヤンゴン事務所との緊密な連携もと、ミャンマーにおける M&A、合弁事業、一般企業法務等に広
く携わる。

¹³ https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/OFAC-Enforcement/Pages/burma_list_changes.aspx

¹⁴ この点、2015 年に SDN リスト掲載者が関係するヤンゴン港のターミナルが関連する取引をしないよう OFAC が指導したため、同ターミナルに係る資金決済取引が停止
される等、日系企業を巻き込んで輸出入業務に混乱が生じていたところ

¹⁵ 特に、Myanmar Foreign Trade Bank については従前はジェネラルライセンスによる取引の許容対象でなかった点に少なからぬ意義が認められるものと思われま

Ⅲ. ミャンマー投資委員会(MIC)の新メンバーの公表

執筆者: 湯川 雄介

2016年6月7日に、ミャンマー投資委員会の新メンバーが以下の通り発表されました。従前は13名だったところが11名となり、従前7名存在した連邦大臣・副大臣級のメンバーが3名になる等のスリム化がされたほか、投資関連の主要省庁のパーマネントセクレタリーが含まれていること、ミャンマー連邦商工会議所連盟(UMFCCI)の Joint General Secretary が新たに参加するなど、実務色が強い布陣となっております。

新政権への移行に伴い、ミャンマー投資委員会による外国投資審査が暫く事実上ストップしておりましたが、今般の組織再構成により、外国投資の活性化及びよりスムーズな投資許可審査がなされることが期待されます。

【委員リスト】

名前	所属及び地位	MIC でのポジション
U Kyaw Win	計画財務省 大臣	会長
Dr. Than Myint	商業省 大臣	副会長
U Tun Tun Oo	連邦法務長官府 連邦法務長官	委員
U Khin Maung Yee	天然資源及び環境保全省 パーマネントセクレタリー	委員
U Toe Aung Myint	商業省 パーマネントセクレタリー	委員
U Tun Tun Naing	計画財務省 パーマネントセクレタリー	委員
U Htay Chun	投資及び会社管理局(DICA) 元副局長	委員
U Kyaw	General Administration Department 元 Director	委員
U Aye Lwin	ミャンマー連邦商工会議所連盟(UMFCCI) Joint Secretary General	委員
U Aung Naing Oo	投資及び会社管理局(DICA) 局長	Secretary (事務局長)
Daw Mya Thuza	投資及び会社管理局(DICA) 元副局長	Joint Secretary



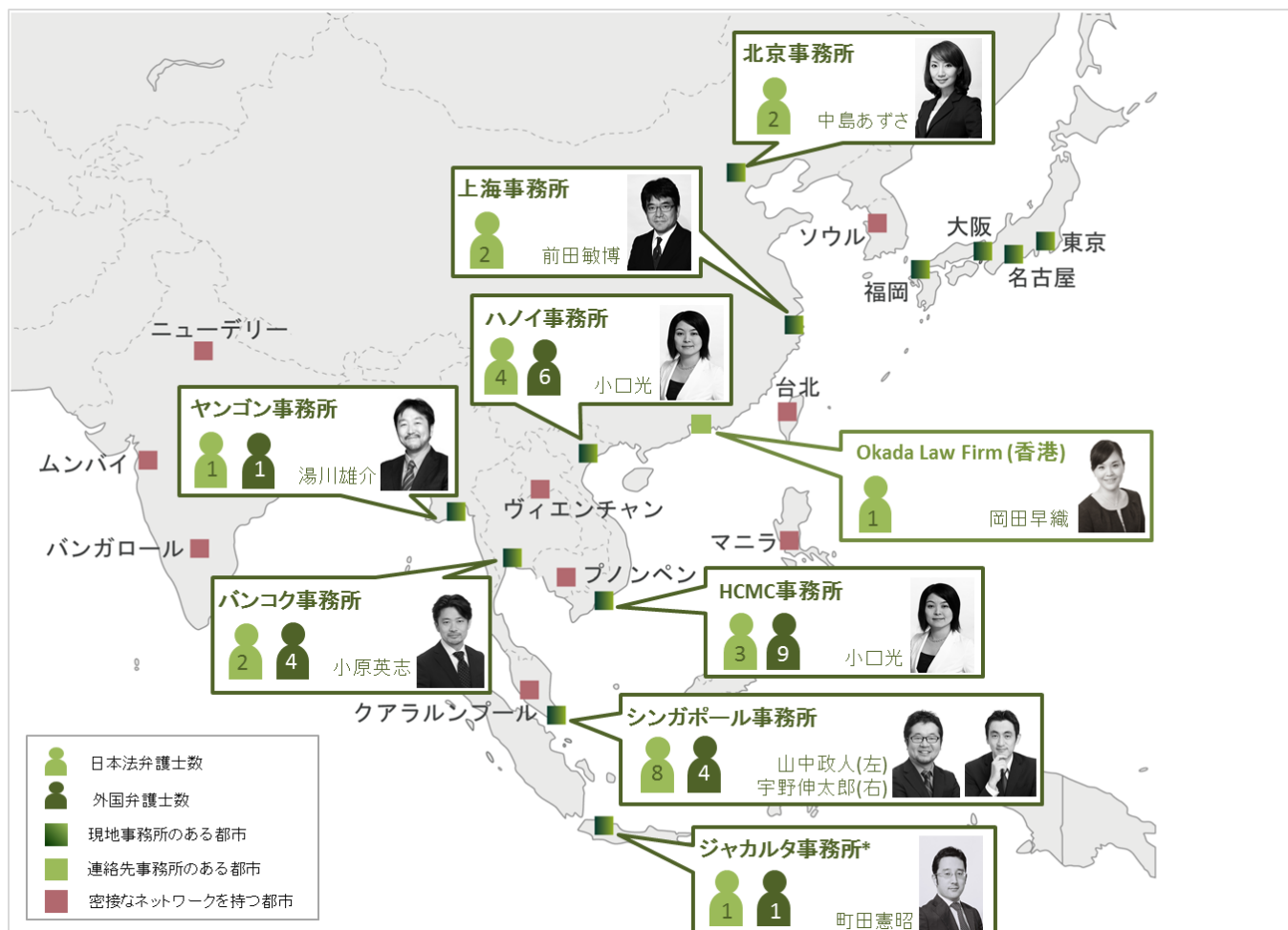
ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 弁護士 ヤンゴン事務所代表

y.yukawa@jurists.co.jp

1998年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M)。2013年よりミャンマーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へ外資規制、MIC・ティラワ投資許可手続、合弁関係、労務等を含む法的アドバイスを広く提供。

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム
アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

小口光、武藤司郎、福沢美穂子、廣澤太郎
グエン・ティ・タン・フォン、ブイ・ヴァン・クワン
グエン・トウアン・アン、グエン・ホアン・トウアン
グエン・マン・クオン、グエン・ホアン・リー

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com

ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀
平松哲、今泉勇、チョン・フウ・グー
マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア
ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミ
レス、レ・ティ・タン・マイ、チャン・コック・ダット

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭
アレクサンダー・アグスティヌス・フタウルック

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝
煎田勇二、桜田雄紀、真築城大介、吉本智郎、早川皓太郎
イカング・ダーヤント、シャロン・リム、ディーバク・シンマー
メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-1-382632
E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) *関連事務所
Tel: 080-9042-4590
E-mail: s_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。